

令和6年度海外テストマーケティング支援事業委託業務に係る仕様書

1 業務概要

- (1) 委託業務 令和6年度埼玉県海外テストマーケティング支援事業委託業務
- (2) 出品事業者数 延べ30者程度
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月14日まで
- (4) 委託料上限額 金34,993,200円(消費税込)

2 委託業務内容

本業務では、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）が実施する令和6年度埼玉県海外テストマーケティング支援事業（以下、「本事業」という。）の運営を行う。

本事業は、海外販路拡大を目指す埼玉県内中小企業を対象に、海外でのポップアップショップへの出品や、海外市場に詳しいバイヤー、ディストリビューター等（以下、「海外バイヤー等」という。）の評価を基にした商品改良等に関するアドバイスを実施し、「マーケットイン」視点のマーケティングリサーチの取組を支援するものである。

(1) ターゲット国・地域及び支援分野の組合せによるポップアップショップ出店数設定

ターゲット国・地域及び支援分野の組合せにより、合計5つのポップアップショップ出店を計画すること。ただし、次のア及びイの表に掲げるターゲット国・地域及び支援分野から選択するものとする。この際、表中に示す選択のルールを必ず守ること。

- (出店計画例) ①台湾・食料品、②台湾・日用雑貨品、③シンガポール・日用雑貨品、
④香港・食料品、⑤その他(フランス)・工芸品

※ 同一のターゲット国・地域であっても、支援分野が異なれば1とカウントする。同様に、同一の支援分野であっても、ターゲット国・地域が異なれば1とカウントする。

ア ターゲット国・地域

区分	国・地域名	選択のルール
A	台湾	必ず2か国以上選択すること。
	ベトナム社会主義共和国	
	シンガポール共和国	
B	タイ王国	必ず1か国以上選択すること。
	マレーシア	
	香港	
C	その他*	提案は任意とする。

* 区分A及びBの国・地域に加え、任意の国・地域をターゲットとして提案することも可能とする。

イ 支援分野

区分	分野名	選択のルール
I	食料品* ¹	必ず全て選択すること。
	日用雑貨品	
	工芸品	
II	その他* ² (インテリア、アパレル、機械・工業製品等)	提案は任意とする。

* 1 加工食品（麺類、菓子、調味料等）に限る。また、飲料品（酒、茶等）を含む。

* 2 区分 I の分野に加え、任意の支援分野を提案することも可能とする。

(2) 本事業の認知拡大・理解促進及び、出品事業者の発掘・審査

ア 円滑に本事業を実施できるよう、埼玉県内企業等に対する事業の認知拡大や理解促進を図ること。

イ 会社が行う本事業に参加する埼玉県内企業（以下、「出品事業者」という）の募集にあたり、募集を行うために必要となる各種対応・事務のサポートを行うこと。

ウ ポップアップショップに出品する商品（以下、「出品商品」という。）を有する出品事業者候補を発掘し、応募を促すこと。また、発掘した出品事業者候補の情報を公社へ提供すること。

エ 応募のあった事業者の審査を行い、選定候補を選定委員会に提案すること。なお、出品事業者の審査にあたっては、公社と十分に協議すること。

(3) 業務実施に係る準備

ア 現地規制や物流条件等を勘案し、ターゲット国・地域での販路拡大の実現可能性を調査すること。

イ 対象商品の商品情報を集約する（出品事業者との連絡調整を含む）こと。

ウ 海外バイヤー等に提示する出品商品の情報及びポップアップショップに掲示する出品商品の情報の翻訳を行うこと。

エ 出品事業者に対して、出品商品の国内指定倉庫への配送、商品の返送、商品販売する場合の売上代金の支払い及び売れ残り商品の処理等について事前に十分に説明を行い、同意を得ること。同意の確認に際しては、同意書（任意様式）に署名を求めること。

(4) 事前説明会の実施（原則、リアル開催とする。）

出品事業者を集めてオリエンテーションを実施すること。その際、以下の内容を盛り込むこと。

- ① 事業実施スケジュール、注意事項等の説明
- ② 対象国・地域の基礎知識の説明、現在のトレンドの紹介
- ③ 対象国・地域の貿易の基礎知識の説明

(5) 出品事業者に対する事前の助言

ア 出品事業者の事務所や工場等を適宜訪問したうえで、各々の特性の把握に努めること。

イ 出品事業者に対して、ポップアップショップへの出品の前に、出品商品の選定や簡易な商品改良等に関する助言を個別に行うこと。この際、海外バイヤー等の視点を踏まえること。

(6) 海外バイヤー等による評価

海外バイヤー等から出品商品に関する評価を受ける場を設定すること。評価終了後、海外バイヤー等からの評価結果を取りまとめ、出品事業者へフィードバックを行うこと。

なお、ポップアップショップにおいて海外バイヤー等による評価を併せて実施することもできるものとする。

ア 期 間 令和6年9月以降

イ 実 施 方 法 リアル開催またはオンライン開催

ウ 参加バイヤー 現地バイヤー、実店舗バイヤー等
リアル開催の場合、会場の手配も行うこと。

エ 言語サポート 評価時の通訳手配を行うこと。

オ 資料作成支援 出品商品に関する資料作成の支援を行うこと。

カ 評 価 件 数 1出品事業者あたり、海外バイヤー等1者以上の評価を確保すること。

キ 輸 送 オンライン形式で実施する場合、評価するサンプル商品の海外バイヤー等に対する配送の手配を行うこと。この場合の輸送費用は、受託者の負担とする。

(7) ポップアップショップ出店及びテストマーケティングの実施

ターゲット国・地域におけるポップアップショップの場を設定（会場の調整・手配を含む）し、ポップアップショップに対象商品を出品すること。

ア 期 間 令和7年2月28日（金）までの間で2週間程度、かつ、土日を2回含むこと。

イ 商品数 1出品事業者当たり5～10SKU程度。ただし、出品事業者の個々の事情や出品商品の特性等を踏まえ、出品事業者と協議のもと商品数を決めること。

ウ 場 所 十分な集客が見込まれる施設（商業施設等）で実施すること。

エ 広 報 紙媒体やWEB広告、現地メディアへのプレスリリース、インフルエンサーの記事投稿など、現地の方1万人以上にリーチする取組みを行うこと。

オ 輸 送 以下の業務の実施及びこれに係る経費負担は受託者が行うこと。

- ・受託者指定の国内倉庫からポップアップショップ出店場所までの商品の輸送
- ・ポップアップショップ出店場所から受託者指定の国内倉庫までの商品の輸送
- ・商品輸送に係る保険加入（オールリスク担保）
- ・通関手続き及び通関後の商品保管

カ 商 材 出品事業者の負担とする。

キ 販 売 販売員等を配置し、出品商品の説明、販売、アンケート実施を行うこと。

ク 出品事業者に対するサポート

出品事業者が現地渡航を希望する場合、渡航に係る手続等をサポートすること。また、ポップアップショップでの言語サポートを行うこと。

ケ アンケートの実施

ポップアップショップで出品商品に関するアンケートを実施すること。アンケートの手法は問わないが、1つのポップアップショップにつき、1出品事業者当たり40件以上のアンケート結果を獲得すること。

(8) 実施報告会の実施（2月頃実施。リアル開催またはオンライン開催とする。）

出品事業者へのフィードバック等、以下の内容を実施すること。

- ① ポップアップショップにおけるアンケート結果提供
- ② 海外バイヤー等による評価及びポップアップショップにおけるアンケート結果に基づく、出品事業者への個別アドバイス
- ③ 今後の海外販路拡大計画に係るワークショップ 等

(9) 事業紹介冊子の作成

県内企業に対する本事業の紹介及び今後の海外販路拡大機運の醸成を目的として、本事業の実施事例を海外展開のノウハウを交えて紹介する冊子を、以下のとおり作成すること。

ア 作成内容 B5サイズ、30～40ページ程度

イ 作成部数 300部

ウ 業務内容 企画、取材、写真撮影、ライティング、編集、作成に必要な業務一式

エ インク色 カラー（4色刷り、主要な文字は黒）

オ 使用言語 日本語

カ デザイン 紙面のデザイン・レイアウトの決定については公社と協議の上、最適なものになるまで調整を行うこと。

キ 校正 公社に提出し、公社からの修正指示に従うものとする（文字校正3回程度、色構成2回程度を想定）。なお、校正にあたっては、作業済みのものから順次行い、指示に基づいて印刷・製本を行うこと。

ク 納入 「(10) 業務完了報告書」に示す、業務完了報告書と合わせて納入すること。また、公社ホームページ掲載用の電子データ（PDF形式）も提出すること。なお、冊子の納入に係る輸送費は受託者の負担とし、納入場所は公社の指示に従うこと。

(10) 業務完了報告書

ア 委託業務完了後は、本事業の具体的な成果等に関する業務完了報告書を、令和7年3月14日までに公社へ提出すること。

イ 業務完了報告書には、本事業に実施内容を記録した写真や動画を含むこと。

ウ 業務完了報告書には、出品商品の中長期的な販路開拓にかかるアドバイスの内容を含むこと。

エ 業務完了報告書には、埼玉県産品の中長期的な販路開拓にかかるアドバイスの内容を含むこと。

(11) 公社との連携

事業の運営に際しては、公社職員（海外展開支援統括コーディネーター、海外展開支援コーディネーターを含む）と連携すること。

(12) 事業サポート

事業サポートとして、本事業の円滑かつ効果的な遂行のために必要な事務サポート、情報提供を公社に対して行うこと。また、公社及び出品事業者からの各種問い合わせに関しては迅速に対応すること。

3 契約等

(1) 契約書及び契約保証金について

契約書式は、公社の標準委託契約書を基本とする。

原則、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結後に納付するものとする。

(2) 委託料について

委託料（上限額34,993,200円（税込））の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

(3) 損害のために必要を生じた経費の負担について

当該委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、公社または出品事業者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、公社または出品事業者が負担するものとする。

(4) 委託料の支払いについて

①方法

委託金額は業務完了検査の合格後に精算払いとする。

②通貨

日本円とする。

③為替レート

公社からの送金時における為替レート、もしくは見積において指定した条件とする。

4 その他

その他この仕様書に定めのない事項については、公社と受託者が協議して決定するものとする。

(参考) 事業スケジュール目安

日程	内容
7月中旬以降	出品事業者の募集 申込書類の確認、応募事業者へのヒアリング等実施
8月	応募事業者の審査・出品事業者の選定 出品事業者への選定結果の通知
8月中旬以降	事前説明会の開催
9月以降	出品事業者への事前の助言 海外バイヤー等による評価
11月～2月頃で、 各会場で約2週間	ポップアップショップ出店 現地消費者等に対する出品商品のアンケートの実施
2月	実施報告会の開催
3月1日～3月14日	事業紹介冊子、事業完了報告書の提出